

第 1 意見募集期間

令和2年11月2日（月）～同年12月1日（火）

第 2 御意見数

4 件

第 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>国民からの申請書は、オンライン化できる事、できる案件から実施する。</p> <p>ただし、高齢者やパソコン不得手者等オンラインに馴染めない人には紙申請を残す。紙申請は現在安定した意志の確認ができているので、押印、記名、署名等の方法を存続する。</p>	<p>今回の規則改正により押印を不要とされた手続については、令和2年度中にオンライン化することを予定していますが、今回の規則改正によりオンラインでの申請が可能となる手続については、引き続き書面による申請が可能です。</p>
2	<p>押印を不要とするための規定の見直しをすることに加えて、例えば企業結合の届出書をオンラインで提出できるような手続の見直しも早急にすべきである。将来的には、届出書のみならず、企業結合審査の手続に必要とされる資料等もオンラインで提出できるようにされたい。</p>	<p>例示いただいた企業結合の届出手続も含め、今回の規則改正により押印を不要とされた手続については、令和2年度中にオンライン化することを予定しています。</p>
3	<p>押印（又は署名）の廃止に反対である。</p> <p>押印（印章を生じさせる。）又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。</p> <p>例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続があるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。</p>	<p>今回改正する規則のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則、公正取引委員会の審査に関する規則、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則及び公正取引委員会の確約手続に関する規則の4規則においては、押印を不要とするための規定の見直しを行うとともに、提出すべき文書が真正に作成されたものであること等を証する書類の添付を定める規定又は必要があ</p>

		<p>ると認めるときは提出すべき文書が真正なものであることを確認する規定を設け、文書が真正に作成されたものであること等を確保していくこととしています。</p> <p>また、その他の規則の手続においても、必要に応じて担当者が確認を行うなどして、文書が真正に作成されたものであること等を確保していくこととしています。</p>
4	「サイバーセキュリティ対策」が重要と私は考えています。	<p>今後、各行政手続をオンライン化するに当たっては、セキュリティを十分に確保することとします。</p>

第4 その他意見募集を行った案からの変更点

「公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」について、当初、第4条第3項ただし書及び第6条第1項ただし書において「別に定める」としておりましたが、これを「別に指定する」に修正しております。